

むつ市農業委員会第726回総会議事録

1. 開催日時 平成27年10月14日（金）午前10時50分から午前12時
2. 開催場所 むつ市役所 大会議室A
3. 出席委員（30名）

| 議席 | 役職名 | 氏名 |
|----|---------|-------|
| 1 | 農業委員 | 北川岩男 |
| 2 | 〃 | 青木明 |
| 3 | 〃 | 杉山重一 |
| 4 | 〃 | 菊池秀藏 |
| 5 | 〃 | 坂本正一 |
| 6 | 〃 | 畑中光政 |
| 7 | 〃 | 蛭名修一 |
| 8 | 〃 | 柏谷均 |
| 9 | 会長 | 立花順一 |
| 10 | 農業委員 | 嶋田輝雄 |
| 11 | 〃 | 菅原靖博 |
| 12 | 〃 | 工藤輝雄 |
| 13 | 〃 | 村口鉄雄 |
| 14 | 〃 | 野里岩雄 |
| 15 | 〃 | 嶋影秀子 |
| 16 | 〃 | 向川則勝 |
| 17 | 〃 | 林忠久 |
| 18 | 〃 | 小林義顯 |
| 19 | 〃 | 柳澤都市秋 |
| 20 | 〃 | 福永忠雄 |
| 21 | 〃 | 藤澤伊三郎 |
| 22 | 〃 | 村口利光 |
| 23 | 〃 | 杉山武美 |
| 24 | 〃 | 本山日満夫 |
| 25 | 〃 | 柴田峯生 |
| 26 | 〃 | 中嶋寿樹 |
| 27 | 会長職務代理者 | 畑中重宏 |
| 28 | 農業委員 | 板井弘巳 |
| 29 | 〃 | 立花幸雄 |
| 30 | 〃 | 水戸隆璽 |

4. 欠席委員（0名）

5. 議事の概要

| | |
|--------------|--------------------------------|
| <u>日程第1</u> | 会議録署名委員の指名 |
| <u>日程第2</u> | 会期の決定 |
| <u>議案第1号</u> | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| <u>議案第2号</u> | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |
| <u>議案第3号</u> | 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について |
| 報告事項 | 農地の転用事実に関する照会について その他 |

6. 会議に従事した職氏名

| | | |
|------|----|----|
| 局長 | 工藤 | 初男 |
| 次長 | 畑中 | 誠 |
| 主任主査 | 川村 | 利之 |
| 主任主査 | 対馬 | 亮子 |

7. 会議録署名委員

6番 畑中 光政 7番 蛭名 修一

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主任主査 対馬 亮子

9. 会 議 の 概 要

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>ただいまから、むつ市農業委員会第726回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、30名中30名で定足数に達しております。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、6番畑中光政委員、7番蛭名委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の対馬主任主査を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。</p> |
| 各委員 | (異議なしの声) |
| 議長 | <p>それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件を、議題に供します。 事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請、1件についてをご説明いたします。 受付第1号、申請地大字関根字高梨川目14番2、地目は田、現況は牧草地、面積35,433㎡、10年の使用貸借であります。 申請地では、譲渡人が耕作してきたものであります。譲渡後は継続して牧草の栽培地として利用するものであります。 調査については、10月1日 蛭名委員、杉山武美委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われる。 以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 |
| 蛭名委員 | 議案第1号受付第1号、譲受人については特に問題ありません。 |
| 議長 | 議案第1号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。 |
| 各委員 | (異議なしの声) |
| 議長 | <p>質疑がありませんので、議案第1号は原案のとおり承認いたしました。 続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを、議題に供します。 事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | 議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。 |

受付第1号、申請地は田名部字内田42番647他19件、面積合計183,039㎡。

いずれも借受人は、あおもり農林業支援センターで農地中間管理機構を利用することとなります。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

青木委員

議案第2号受付第1号の計画については、特に問題になるようなことはありません。

議長

議案第2号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第2号は原案のとおり承認するものとして、むつ市長に回答いたします。

議案第3号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認についてを、議題に供します。

事務局より説明願います。

事務局

議案第3号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認についてご説明いたします。

本議案は、農地利用状況調査に伴い農地の確認をした結果、非農地と判断できる農地、及び、以前より転用済みの農地などが発見されましたので、農地台帳から削除するためのものです。

筆数の合計は227筆、面積合計281,549㎡であります。

なお、承認された後には、むつ市、法務局、県などに通知するとともに、土地所有者にも非農地証明を発送することとなります。

ただし、所有者への発送については、共有の場合、登記簿との住所の違いなどにより、公告するなどの方法も含め、現在方法を検討中です。

それでは、現地の空中写真を、スライドで見させていただきます。

(スライドにより、空中写真で説明)

議長

議案第3号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

柴田委員

この議案の中で、荒廃農地の登録に丸がつけられている農地は、荒廃農地A分類、B分類に区分されているものから、非農地判断済みとなるのでしょうか。

事務局

荒廃農地の内、本議案により承認された後は、荒廃農地より削除され非農地判断済みとなり、農地ではなくなります。

また、荒廃農地登録されていないものも議案としてありますが、登録外の

農地であっても、荒廃農地と隣り合っているなど状況が同じようでしたので、同じく処理をすることとなります。

柴田委員

そうなりますと、本議案により非農地の承認されますと、今後は荒廃農地から削除されたことから、A分類、B分類から削除されていくということになりますか。

事務局

A分類、B分類に登録のあったものはそのようになります。

水戸委員

前段としてお聞きしたいのですが、これからこのような形で農地を非農地と承認されていくのですが、一連の流れからすれば農水省の指針等から非農地と判断できるのでしょうか、農地が非農地として処理され、農地が減っていくというのは、この地域においては支障があると思います。

そこで、農業委員会系統組織として農地がどんどん減っていくことに対して、農業委員の活動などの観点からどのように考えているのか等お聞きします。

事務局

非農地判断につきましては、利用状況調査、荒廃農地の調査要領より非農地と判断される基準が書かれております。

本来は、荒廃農地に登録された農地について、荒廃農地の調査要領により判断すべきものであります、ただ、先程申し上げたとおり、荒廃農地と隣り合っているなど状況がほぼ同一であるなどの場合、荒廃農地に登録されている農地を非農地と判断した場合、同じ状況の隣の農地はどうするのか、となった場合やはり同じように非農地と判断すべきであると考えます。

委員会としては、荒廃農地の整理をし、非農地は非農地として利用状況調査からの除外を行い、守るべき農地の地区、農用地区域、現況に即した利用意向調査を行いながら、農業委員として農地を守る活動を行っていただきたいと思っております。

水戸委員

農用地区域で、このように農地から除外したら、木が成長し日当たり等が悪くなっても、ペナルティはないわけです、よって、他の農地の作物に影響のある場合が考えられますので、安易に非農地処理するのはいかがかなと思います。

農業委員の定数も限られておりますので、利用状況調査も完璧に行うことも難しいというジレンマがありますが、基本的に周りの農地が被害を受けないように、農業委員だけではなく地域ぐるみでも管理をお願いする等体制づくりなどしていかないと、解決できない問題でもあると思っております。

議長

我々委員は利用調査をしなければならぬ立場でもあり、指導もしていかなければなりません。

ただ、現況が山林となっている場合などは、農地に戻すことは困難でありますので、状況調査地から除外できるものは除外し、守るべき農地は守っていかねばなりません。

畑中重宏
委員

前回の調査時には農地の所有者個々に周りしましたが、後継者がいないことから、荒廃しております。

また、本議案は高台にあり道路もなく農業機械が入っていくことも出来ないような土地でありますので、有効利用も出来ませんし、近隣への影響もほとんどありません。

藤沢委員

非農地承認について、荒廃農地登録に丸があるもの、無いものがありますが、丸が付いているところは登録してください、無いところは外れますという意味ですか。

事務局

先程も説明したとおり、丸があるものは荒廃農地A分類または、B分類に登録されているもの、無いものは荒廃農地に登録されていないものです。

坂本委員

かなり気を使いながら行っていかなければならないと、水戸委員と同様に考えました。

農地台帳から外れた農地の将来がどうなるのか、これは今でもそうなのですが、中心部の農地というのは課税を、ある意味逃れるためというのが今までもあったと思います、今度は郊外の荒廃した農地がどうなるかによって、課税のことまで我々心配してやらないと、何なんだということになるのかなと心配しておりました。

農地が税金が安いから、農地のままにしておいたということが今までもあったと思います。

これから山林などに地目を変えないといつまでも農地として残るわけです、農地台帳から外れても地目は農地として残るわけです。

我々地域にいてもそのことを心配しながら、行っていかなければならないことを感じました。

これからどうなるのかといった見通しが立ちませんが、このくらいの筆数が原野になるのか、何になるのかわからない、それにしても課税の資産価値としての価値が変わってくるから、それがこの農地の持ち主に対して、プラスなのかマイナスなのかということまで、地域にいるとどうしても考えさせられます。

事務局

非農地処理については、難しいことであると理解はしております。

ある程度現況が山林などの場合を除き、守るべき農地は委員の活動として、離農するような方がいたら、賃貸借をすすめる等日々の活動を強化していただきたいと思います。

また、税金についてお話しておりましたが、農水省の方でも荒廃農地に対する課税の強化を検討しているとの報道もあります。

議長

現地調査については慎重に行ってください。

柴田委員

非農地処理については、今後順次行っていくと思いますが、むつ市のホームページに掲載されるのですか。

個人での地目変更の手続きとなると思いますが、その際には農業委員会として、法務局からの問い合わせについて、すでに会議で決まったものはすぐ通知する事ができると思いますが、個人での申請の場合どのような証明をいただけるのかを今後の課題となると思うので検討してください。

事務局 まず、ホームページには掲載しません。
また、本人への通知は以前お応えしたとおり、登記簿の住所と違うなどにより使用できない証明、亡くなっている人への証明はできないことから、公告という方法をとりたいと思います

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 質疑がありませんので、議案第3号は原案のとおり承認いたしました。
続きまして、農地の転用事実に関する照会について等、報告事項が2件あります。
事務局より、説明願います。

事務局 報告事項、農地の転用事実に関する照会について、2件についてご説明いたします。
報告第1号、農地の転用事実に関する照会、申請地は、昭和町213番1、地目は畑、面積765㎡についてであります。
調査につきましては、9月9日菅原委員、工藤委員、林委員、事務局で調査した結果、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と回答いたしました。
報告第2号、申請地は、金曲二丁目14番1、地目は畑、面積473㎡についてであります。
調査につきましては、9月24日菅原委員、工藤委員、林委員、事務局で調査した結果、40年以上前から住宅があるため非農地と回答いたしました。
以上で説明を終わります。

議長 以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。
これをもちまして、むつ市農業委員会第726回総会を閉会します

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 畑 中 光 政
会議録署名委員 蛭 名 修 一